

三重県への緊急事態宣言の発令に伴う四日市大学の対応について

四日市大学
2021年8月26日

新型コロナウイルス感染症の拡大に伴い、国は三重県に対して8月27日（金）から9月12日（日）まで、「緊急事態宣言」を発令します。これを受けて三重県は県全域に20時以降の外出自粛などの「緊急事態措置」を適用します。

四日市大学では、これらの措置に伴い、現在の警戒レベルを3に引き上げることとします。四日市大学の警戒レベルについて、詳しくは大学のホームページを御覧ください。

《学生・教職員の皆さんへのお願い》

① 後学期のガイダンスや授業等について

現在の状況が改善しない場合、全面的にオンラインで実施する可能性があります。後学期のガイダンスや授業等の実施方法については、改めてお知らせしますが、学生、教職員の皆さんは準備をお願いします。

② 大学施設への立ち入りについては、次のとおり制限します。

- ◎ 学生、教職員、学外者共に、出入口は管理棟1階の正面玄関のみとします。
入館の際は、検温、手指消毒、入館時刻の記帳をお願いします。
- ◎ 教学課やCSCなどの事務室、パソコン教室、情報センターへは入(室)館できます。
研究室・実験棟などへも、教員の指導立会いのもと、立ち入りができます。

③ 課外活動、フィールドワーク等は原則禁止とします。

但し、公式試合への参加など、個別の活動については学長の許可により可能とします。

④ 体調不良などの場合は必ず連絡してください。

発熱、身体がだるい、咳が出るなど、体調の不良がある場合は、絶対に我慢をせずに、医療機関、保健所、大学などに、電話等で連絡し、相談、指示を受けてください。

《ワクチン接種のお願い》

現在、国により新型コロナウイルスワクチンの接種が進められています。

すでに、ワクチンの接種券（クーポン）が届いている方も多いと思います。

感染症に「感染しない」「感染させない」ために、ワクチンの接種をお願いします。